広報こうた

No.122　昭和41年6月1日

発行　町民課
編集　企画室
印刷　田原印刷所

商工だより

◎第十三回全国商工会珠算検定
とき　六月五日午前十時
ところ　幸田中学校
◎六月の税務指導日割
三日・七日・十日・十四日・十七日・二十一日・二十四日・二十八日

六月当直医日割表

五日　上田医院
十二日　天真堂医院
十九日　神谷医院
二十六日　浜井医院

今月の納税は

昭和四十一年度住民税のあらまし

六月は住民税（第一期分）の納期

今月は、住民税（町民税および県民税）の納期です。本年度の住民税は、さきに地方税法の改正が行なわれ、諸控除等、若干控除額が引き上げられ負担の軽減がはかられることになりました。住民税を納めていただく先だち、制度のあらましをご説明し、ご理解を得たいと思います。

町県民税を納める義務のある方

今月は、住民税（町民税および県民税）の納期です。本年度の住民税は、さきに地方税法の改正が行なわれ、諸控除等、若干控除額が引き上げられ負担の軽減がはかられることになりました。住民税を納めていただく先だち、制度のあらましをご説明し、ご理解を得たいと思います。

昭和四十一年一月一日現在、幸田町に住所を有し、昭和四十年中に所得のある者。ただし次の方は、納税の義務はありません。

○生活保護法による生活扶助を受けている者
○障害者、未成年者（昭和二十一年一月二日以降出生の者）、老年者（明治三十五年一月一日以前出生の者）または寡婦。ただし、これらの者が、昭和四十年中の所得が二十四万円以上ある場合には、課税されます。

町県民税の課税区分

町県民税は、均等割額と所得割額とによって課税されます。

均等割額　納税義務者を単位として市民税三〇〇円、県民税一〇〇円の均等の額により課税されます。なお、生計を一にする夫婦のうち共に所得を有している一人が均等割額の納税の義務を負えば他の一人は、均等割額は、課税されません。

所得割額　納税義務者の昭和四十年中の所得を基準として課税されます。

所得割額の計算方法

所得割額の税金は、次の方法により計算されます。

（昭和40年中の必要経費＋必要経費＋所得控除）＝課税標準額
課税標準額×市民税の税率＝市民税額
課税標準額×県民税の税率＝県民税額
市民税額－税額控除＝所得割額

所得控除

雑損控除　昭和四十年中に火災、盗難などで損害を受けた場合にはその損害額の二〇パーセントを上回る額が所得金額から控除されます。

社会保険料控除　昭和四十年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、厚生年金保険料などが所得金額から控除されます。

生命保険料控除　昭和四十年中に支払った生命保険料が二、五〇〇円を限度として所得金額から控除されます。

配偶者控除　昭和四十年中の所得が五万円以下の配偶者を有する場合には、八万円が所得金額から控除されます。（前年度は七万円）

扶養控除　納税義務者に扶養親族が幾人かある場合には、扶養親族一人につき四万円（前年度は、三万円）が所得金額から控除されます。

ただし、配偶者が五万円をこえる場合は、それぞれ税額から控除されます。

障害者控除　納税義務者または、扶養親族が障害者の場合

町県民税　一人につき各千円
納税義務者自身が老年者の場合
町県民税　各千円

寡婦控除　納税義務者が寡婦の場合

町県民税　各千円

勤労学生控除　納税義務者自身が勤労学生の場合

町県民税　各千円

配当控除　納税義務者に配当所得がある場合

町県税　配当所得の　百分の三
県民税　〃　百分の一・二

（注）前年度までは、以上の外、特別調整控除として、県民税のみ青色専業専従者一人四八〇円、その他事業専従者、配偶者、十五才以上の扶養親族一人につき二〇円の控除がありましたが本年度より廃止されました。

税額控除

次に該当する場合は、それぞれ税額から控除されます。

事業専従者控除

事業所得、農業所得などを有する納税義務者の扶養親族（十五才以上の者）で、昭和四十年中に六ケ月以上その事業に従事した場合には、所得の算定上次の区分により控除が認められ所得金額が算定されます。

○青色申告　事業専従者一人につき十万円（前年度は、八万円）
○その他　事業専従者一人につき六万円（前年度は、五万円）

町県民税の税率

町県民税の税額計算上、所得金額から所得控除額を差し引いた金額から税率に対して次の区分により税率を乗じます。

町民税

十五万円以下の金額　百分の二
十五万円をこえる金額　〃　三
百五十万円をこえる金額　〃　四
二百五十万円をこえる金額　〃　八

県民税

百五十万円以下の金額　百分の二
百五十万円をこえる金額　〃　七

（計算例）

課税標準額150万円の場合

150,000円	× 2/100 =	3,000円
250,000円	× 3/100 =	7,500円
300,000円	× 4/100 =	12,000円
200,000円	× 5/100 =	10,000円
900,000円		32,500円
（課税標準額）		（算出税額）

以下省略

町県民税を納める方法

給与所得者の場合

給与所得者は原則として、特別徴収（給料より税金を差し引き事業主より納税する方法）により納めていただくことになっておりますが事業所の都合または、その事業所に幸田町の納税者が少人数などの理由により特別徴収しない場合もあります。納税者が、税額を十等分し六月から翌年の三月までの十回に納めていただきます。

給与所得者以外の場合　前述以外の方は、均等割額のみ納付する場合を除いては、次の四回に分けて納めていただきます。

第一期分　六月
第二期分　八月
第三期分　十月
第四期分　一月

なお、均等割額のみの方は、第一期分（六月）に全額納めていただきます。

納期前納付のおすすめ

昭和四十一年度の町県民税の納税通知書は、六月中旬にお手もとに届くことになっておりますが原則としてその通知書に記載されている期日に納税していただくわけですがその納期前でも納めることもできます。この場合は、法令の定めにより報奨金が交付されます。

議会だより

幸田町議会第三回臨時会は、去る五月十一日開催され月例監査事務報告一件、陳情書一件を審議した後次の議案を可決しました。

○議案第一号幸田町税条例の一部を改正する条例の制定。
○幸田町税条例の一部を改正する条例の制定。
○春日井三郎、○中根利吉、山本信市、平野友吉、犀藻友太郎、山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
○犀藻友太郎、○加藤与四郎、○総合開発特別委員長（十二名）
○原生文義委員（八名）
○春日井三郎、○中根利吉、山本信市、平野友吉、犀藻友太郎、山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
○幸田町議会第三回臨時会は、去る五月十一日開催され月例監査事務報告一件、陳情書一件を審議した後次の議案を可決しました。
○議案第一号幸田町税条例の一部を改正する条例の制定。
○幸田町税条例の一部を改正するもの。
○議案第二号幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定。
○議案第三号幸田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定。
○議案第四号幸田町監査委員選任同意。
地方税法の改正に伴うもの。
須美、加藤與氏を再任
なお、引き続き議会提案の改選が行なわれ次のとおり決定しました。（監務局）
議長　池田国一
副議長　牧野宗一
常任委員（◎委員長、○副委員長）
・総務委員（九名）
◎磯部栄夫、○堀田与市、野沢寛次郎、牧野宗一、犀藻知一、神本徳市、伊沢謙次
・産業土木委員（九名）
◎神本徳市、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・厚生文教委員（八名）
◎春日井三郎、○中根利吉、山本信市、平野友吉、犀藻友太郎、山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・総合開発特別委員長（十二名）
◎伊沢謙次
・議部幸田地区総合開発促進協議会委員
山本信市、池田国一、野沢寛治郎、内田繁、牧野宗一、神本徳市、伊沢謙次
・愛知県岡崎土木道路維持出張所
池田国一、牧野宗一、神本徳市、加藤与四郎、
・総合開発特別委員会委員（十二名）
◎伊沢謙次、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、牧野宗一、神本徳市、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・幸田町議会第三回臨時会は、去る五月十一日開催され月例監査事務報告一件、陳情書一件を審議した後次の議案を可決しました。
○議案第一号幸田町税条例の一部を改正する条例の制定。
○幸田町税条例の一部を改正するもの。
○議案第二号幸田町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定。
○議案第三号幸田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定。
○議案第四号幸田町監査委員選任同意。
地方税法の改正に伴うもの。
須美、加藤與氏を再任
なお、引き続き議会提案の改選が行なわれ次のとおり決定しました。（監務局）
議長　池田国一
・総務委員（九名）
◎磯部栄夫、○堀田与市、野沢寛次郎、牧野宗一、犀藻知一、神本徳市、伊沢謙次
・産業土木委員（九名）
◎神本徳市、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・厚生文教委員（八名）
◎春日井三郎、○中根利吉、山本信市、平野友吉、犀藻友太郎、山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・総合開発特別委員長（十二名）
◎伊沢謙次
・議部幸田地区総合開発促進協議会委員
山本信市、池田国一、野沢寛治郎、内田繁、牧野宗一、神本徳市、伊沢謙次
・愛知県岡崎土木道路維持出張所
池田国一、牧野宗一、神本徳市、加藤与四郎、
・総合開発特別委員会委員（十二名）
◎伊沢謙次、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・産業土木委員（九名）
◎神本徳市、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・厚生文教委員（八名）
◎春日井三郎、○中根利吉、山本信市、平野友吉、犀藻友太郎、山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・総合開発特別委員長（十二名）
◎伊沢謙次
・議部幸田地区総合開発促進協議会委員
山本信市、池田国一、野沢寛治郎、内田繁、牧野宗一、神本徳市、伊沢謙次
・愛知県岡崎土木道路維持出張所
池田国一、牧野宗一、神本徳市、加藤与四郎、
・総合開発特別委員会委員（十二名）
◎伊沢謙次、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・産業土木委員（九名）
◎神本徳市、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・厚生文教委員（八名）
◎春日井三郎、○中根利吉、山本信市、平野友吉、犀藻友太郎、山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・総合開発特別委員長（十二名）
◎伊沢謙次
・議部幸田地区総合開発促進協議会委員
山本信市、池田国一、野沢寛治郎、内田繁、牧野宗一、神本徳市、伊沢謙次
・愛知県岡崎土木道路維持出張所
池田国一、牧野宗一、神本徳市、加藤与四郎、
・総合開発特別委員会委員（十二名）
◎伊沢謙次、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・産業土木委員（九名）
◎神本徳市、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・厚生文教委員（八名）
◎春日井三郎、○中根利吉、山本信市、平野友吉、犀藻友太郎、山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・総合開発特別委員長（十二名）
◎伊沢謙次
・議部幸田地区総合開発促進協議会委員
山本信市、池田国一、野沢寛治郎、内田繁、牧野宗一、神本徳市、伊沢謙次
・愛知県岡崎土木道路維持出張所
池田国一、牧野宗一、神本徳市、加藤与四郎、
・総合開発特別委員会委員（十二名）
◎伊沢謙次、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・産業土木委員（九名）
◎神本徳市、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・厚生文教委員（八名）
◎春日井三郎、○中根利吉、山本信市、平野友吉、犀藻友太郎、山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次
・総合開発特別委員長（十二名）
◎伊沢謙次
・議部幸田地区総合開発促進協議会委員
山本信市、池田国一、野沢寛治郎、内田繁、牧野宗一、神本徳市、伊沢謙次
・愛知県岡崎土木道路維持出張所
池田国一、牧野宗一、神本徳市、加藤与四郎、
・総合開発特別委員会委員（十二名）
◎伊沢謙次、○加藤与四郎、小山多貞士、鵜戸政一郎、鈴木基重、池田国一、山崎貞男、水井与市、伊沢謙次

第10回愛知県統計図表コンクール

作品募集

全国統計協会連合会主催の統計図表コンクールの県予選をかねて愛知県統計協会と共催で県民に対する統計思想の普及向上と統計の表現技術の研さんに資することを目的として次の要領で募集されますから多数の方の出品をお願いします。

一、応募資格
県内に住所を有するまたは県内の事業所、学校に通勤、通学している者で次の区分による。
第一部　小学校の児童
第二部　中学校の生徒
第三部　高等学校以上の学生、一般

二、注意
図表の課題は各部とも自由とする。ただし、第一部、第二部は次のとおりとする。
(一)第一部の作品は、児童が観察した結果を図表化したもの。
(二)第二部の作品は、統計の利用または生徒が調査した結果を図表化したもの。

三、材料の規格
(一)用紙の規格（A全判）
第一部　第二部、七二・八㎝×五・五㎝（B列二判）
第三部、第四部、一〇三・〇㎝×七二・八㎝（B列一判）
(二)使用材料
各部とも紙質、色彩（単色でも可）、その他の材料については自由とする。
(三)第二部の作品は、統計の利用または生徒が調査した結果を図表化したもの。

四、提出
(一)提出期間　昭和四十一年七月三十日
(二)応募作品の裏面には、住所、氏名、年齢、職業（児童、生徒、学生の場合は所属学校名、学年）年令を明記すること。なお住所氏名学校名には「ふりがな」をつけること。
(三)各部とも必ず統計表を添付すること。
統計表の仕上寸法は二二・七㎝×一八・二㎝（B五判）の用紙に書き作品の裏面に貼付すること。

五、締切日
昭和四十一年七月三十日

六、応募上の注意
(一)応募作品の裏面には、住所、氏名、年齢、職業（児童、生徒、学生の場合は所属学校名、学年）年令を明記すること。なお住所氏名学校名には「ふりがな」をつけること。
(二)各部とも必ず統計表を添付すること。
統計表の仕上寸法は二二・七㎝×一八・二㎝（B五判）の用紙に書き作品の裏面に貼付すること。

七、入選発表
入選者の発表は九月下旬本人または所属学校長に通知する。

八、その他
(一)第一部、第二部は学校長がとりまとめ、学校別に出品目録に所要事項を記入し添付のこと。
(二)このコンクールについて不明の点は愛知県統計協会または最寄り県庁県民課に照会ください。

愛知県庁内　愛知県統計協会

（又）（芸）

とほね俳句

課題句一題

雛や子は欲びもなく眠りけり　柳原珠華
灯ともせば簾の巨軍くばかりなり　瓦玉幸百
無我の一刻炭ひつ算盤

小野宗伯

しばらくは心惑かるる涼し雛　内藤待月
雛の子ふり最落ちて音もなく　平岳荻雨
さくらの子にはなにます　平松千秀
ひひな祭　柳原珠華
課題句上もものの芽

栗饅友三拾げ次の芽をあさる　小野一閑斎

庭先のものの芽活けて客を待つ　柳原珠華
芽吹く山辺道どんどん出来て行く　瓦玉幸百
ものの芽や日々の生活の忙しさよ　小野宗伯
納大根年吹かんとして夜をきわぐ　平岳荻雨
ものの芽に寄き雨降る昨日今日　平松千秀

メンバー三十八人で結成 幸田ライオンズクラブ発足

会長に上田敏朗氏

幸田ライオンズクラブは、岡崎南ライオンズクラブの指導と協力により、去る五月二十二日午後三時から、関係者、来賓多数の列席のもとに幸田町農協会館において結成式を行ないました。

ライオンズクラブは、世界百三十二カ国に七十八万人余の会員をもって組織し、地域社会に奉仕することを目的とする世界最大の団体であり、日本にも約千クラブ、五万七千人の会員があります。

会員は、知性を高め、友愛と寛容の精神を養い、地域社会の開発に協力することを約束されており今後の活躍が期待されます。

幸田ライオンズクラブ会員名（敬称略、アイウエオ順）

浅井優二、池田国一、磯部新八郎、磯部辰夫、稲吉賢治、植田年夫、上田敏朗、榎本信一、太田一夫、太田九二、貝吹成一、加藤一二夫、金子 登、鴨下久二、鴨下澄男、川口 英、小玉五市、児玉正幸、榊原国雄、佐野兼六、清水繁雄、杉浦 豊、鈴木悦男、鈴木五郎、左右田一郎、谷川嘉明、鶴田守彦、永井 仁、中根順治、夏目金次郎、西尾 功、不破 寛、古屋久雄、本田 桂、本田仁一郎、真木 司、三浦邦之

ライオンズの誓い

われわれは知性を高め
友愛と寛容の精神を養い
平和と自由を守り
社会奉仕に精進する

モットー
We. Serve
われらは、奉仕する

1966，全国統一スローガン
心身障害者に、愛の手を

しあわせを守り続けて五十年

郵便局の簡易保険

簡易保険は国民生活の安定と、しあわせのために大正五年に第一歩を踏み出してより、ちょうど五〇年の記念すべき年であります。その間、世界的大恐慌、第二次大戦そして戦後のインフレと、いくたびか襲った厳しい危機を乗り越えて発展を続け、その契約高は実に四兆円を突破いたすまでになりました。

しかしながらその使命を果たしていくためにはなお、いっそう皆様がたのご協力により新契約の増強をはからなければなりません。

とくに保障の必要度が高い青壮年層の加入はまだまだ十分といえないのであります。

これら青壮年層のかたがたは家族のかた、世の中のためにこれからも大いに活躍して頂かなくてはなりません。そのためにもぜひ次の保険をおすすめします。

★クローバー保険
○死亡の場合 保険金額の二倍
○災害死亡の場合 保険金額の三倍
が支給される保険です。

★家族保険
世帯主の名前で契約すれば配偶者は勿論、子供も、これから生れてくる子供にも適用される保険です。

なおこのほかの有利な方法もありますから「合理的な生活設計―『不時の災害』に備えてぜひ郵便局の保険をどうぞ。

お知りになりたいこと、お尋ねになりたいことがございましたらお気軽においでください。またお電話でも結構です。

日本脳炎予防接種を実施します

毎年、幼児、小中学生を対象に実施してきましたが最近成年者の発病が多くなり昨年は県内で五〇名発病し十九名が死亡しております。このため全員予防接種をするよう連絡がありました。また、今年は特に多発する恐れがありますので、もれなく日本脳炎予防接種を受けてください。先に申し込みをされなかった方も接種いたします。

日時、場所は別表のとおりです。

対象者

(イ)初回免疫（二回法）
生後六ケ月以上六才未満で初回免疫を完了しないものは一・〇cc宛二回皮下に注射すること。

(ロ)接種料 一回一六〇円（二回分三二〇円）

(ハ)六才以上で初回免疫を完了していないものは一・〇cc宛二回皮下注射する。なお六才以上とは高令者も含む。

(ニ)接種料 一回一六〇円

(ホ)追加免疫（一回法）

(ヘ)初回免疫を完了したものは三才以上が一・〇cc宛、三才以下～一才までのものは〇・五cc宛一回皮下に注射すること。

(ト)接種料
三才以上 一回一六〇円
三才以下～一才まで 一回八〇円

(チ)母子手帳を持参すること。

月日	時間	場所	区域
6月1日（水）	午後 2時～4時	深溝小学校	市場、里、海谷、逆川
6月3日（金）	〃 2時～4時	豊坂小学校	野場、永野、須美
6月10日（金）	〃 2時～4時	上六栗公民館	六栗、上六栗、桐山
6月16日（木）	〃 2時～4時	保健センター	深溝、豊坂学区
6月21日（火）	〃 2時～4時	保健センター	全町区域
6月21日（火）	〃 5時～7時	保健センター	時間外として勤務者全員、全町

道路工事による迂廻路のご案内

国道二四八号線は幸田町菱池地内舗装改築工事と岡崎市羽根町地内下水道工事により一方通行になっておりますから案内図のとおり迂廻をして交通に支障のないようご協力をお願いします。

一、岡崎方面から蒲郡方面へ向う車は大草地内県道安城幸田線（①―②）、岡生平、幸田線（②―③―④）を経て幸田駅前へ迂廻する。

通行制限期間―五月十五日から九月十日まで

一、蒲郡方面から岡崎方面へ向う車は高力地内県道安城、幸田線（①―②）、岡崎、碧南線（②―③―④）を経て岡崎市北羽根町へ迂廻する。

通行制限期間―五月二十三日から七月三十一日まで。

迂廻路案内図

「歯の衛生週間」始まる

四日から十日まで歯の衛生週間が始まります。この週間は、歯を中心とした口くうの疾病の予防と健康の維持増進を目的としており歯の重要性を認識するためのよい機会です。歯は胃や腸などと同様に重要な消化器管です。食物をかみ砕くのに都合のいいように人間の組織のうちで最も硬い組織でできています。歯を失った場合、いくら上手な歯医者さんが入れ歯を作っても、自分の歯にはとてもおよびません。顔かたち、発音にも大きく作用し、健康な生活を営むために重要な役割を果しています。

この週間を機会に大切な歯について注意したいものです。

六月の解説

陰暦では六月のことを「みなつき」と呼びます。旧六月は暑さがもっともきびしい時で、日照りがつづき、深山の清水も野の川も枯れ尽きることから「水無し月」といわれ、これが縮まって「みなつき」となったといわれます。また一説には、旧六月は、おおよその農作業が終ることから「みなつくした月」の意味から「みなつき」と呼ばれたともいわれています。

別名で「田草月」などと呼ばれますが、これは文字どおりこの月は田の草を取る月であることからです。

あゆ（鮎）

六月一日から全国に、あゆ漁が解禁となります。あゆ漁の各河川には、つり天狗たちが前夜から乗り込んで、さお入れの合図を待っています。この季節には欠かせない風物誌の一つといえましょう。

あゆは、日本と中国だけにいる、かおりの強い独特の魚で、一名香魚とも呼ばれています。

あゆは生命の短い魚でいわゆる一年魚ですが実際には一年二カ月ぐらい生きています。九月から十一月にかけて川の下流で産卵し、二～三カ月すると死んでしまいます。この卵は約三週間ぐらいで稚魚となり、十一月から十二月には二～三センチぐらいになって、近海に出ていきます。翌年四月ごろには六～七センチになって、生まれた川をさかのぼり始めます。六月の解禁前には十～十二センチに成長します。このころになると、それまで動物性のえさをとっていたあゆは川底の石についている「あか―すなわちけいそ・あい・も」をたべるようになります。そして、この時期から、八月ごろまで一定の場所に住みついて生活するようになります。あゆがいちばんはつらつとした性格をあらわすのはこの時期で、食べておいしいのもこのごろです。

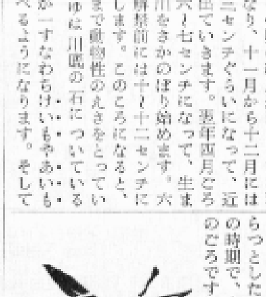

昭和四十二年三月 新規学卒者の求人受付開始

明年三月学卒者（中学、高校ともに）を対象とする求人申込みの受付をこの六月一日から行っておりますので、次の要領で早目にお申込み下さい。

昨年同様求人申込み以前に従業員採用計画書を出し、その後求人申込みをしていただきます。（求人票及び計画書の用紙は安定所にあります。）

県外など遠隔地から採用される向きにあっては、遅くとも、八月末までに、地元採用については九月二十日までに求人申込みしてください。

その他、わからない点がありましたら、岡崎公共職業安定所（電話 岡崎㉑一一六一番）までおたずねください。

職員異動

このたび職員の退職により次のとおり異動がありました。

五月十六日付

産業課 石川 東（住民課）
住民課 加藤 輝雄（税務課）

◉六月の農作業

水稲の病害虫防除

本年は米の生産向上運動が実施されており、各地で具体的な方法がとられていますが、病害虫防除を行なわないと増収は望めません。今月行なう最も重要な防除は次の事項です。

一、しま葉枯病（ゆうれい病）防除

五月下旬から六月上旬に田植した稲に最も被害が甚しい病害で、ヒメトビウンカが病気をうつすので、ウンカの駆除を時期を間違えないようにすることが大切です。

第一回の防除は六月十～十五日頃、第二回を六月末～七月はじめの最低二回の時期に防除を行なわないと効果がありません。

防除薬剤としてはBHC粒剤または浸透性有機燐剤（EDN・マラソン・MEP・MMP等）を使用する。また、この病害は一枚の水田、一戸の農家だけでの防除では効果があがらないので、なるべく広範囲に部落全体が共同で一斉に実施することが大切です。

二、いもち病の防除

中山間地帯の水田では、葉いもちの発生が心配される時期で、日照りの悪い場所とか、冷水の入る水田では、早目に薬剤を散布すると効果があります。

いもち病は早く見つければブラエス剤、カスガマイシン剤、水銀剤などで防除できます。

三、除草剤の使用法

水田除草剤の種類も多くなってきましたが、河川の魚貝類に影響のないよう、また十分に除草効果のあがるよう使用しなければなりません。PCP・MCPCA・NIP・CNP・プロメトリンなどを使用します。

これら除草剤の使用は、田植後七日までに行なうことが必要で、使用時期が遅れると効果が少なくなります。また大雨の前後に使用すると冠水した場合に薬害を受け易いので注意しましょう。

六月 保健センター行事予定表

日（曜）	時間	行事	摘要
二日（木）	午前 九・三〇～一一・三〇	離乳食実施講習	岡崎保健所の栄養士による
八日（水）	午前 九・三〇～一一・三〇	乳児相談	身長・体重測定月別指導その他一般相談
	午後 一・三〇～三・三〇	妊産婦検診	初めての方は印かんをご持参ください。
十四日（火）	午前 一〇・〇〇～午後 三・〇〇	成人病検診	三十才以上の方は全員受けてください。
	午前 九・三〇～一一・三〇	乳児相談	身長・体重測定月別指導その他一般相談
二十二日（水）	午後 一・三〇～三・三〇	乳児検診	三ケ月児・七ケ月児の医師による診察および指導